

## 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称・案）に関する意見募集について

### 1 趣旨

「就学前の子どもの教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号）の施行により，幼保連携型認定こども園の設置認可を行う際の基準について都道府県条例で定めることとされました。

これを受けて，この度，「幼保連携型認定こども園の学級の編成，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称・案）」を制定するに当たり，広く県民の皆様の御意見をお聴きするため，意見募集を実施します。

### 2 意見募集の期間

平成26年7月16日（水）～平成26年7月29日（火）

（郵送の場合は，平成26年7月29日（火）の消印まで有効）

### 3 意見の提出方法

御意見記入用紙（県のホームページにも掲載しています。）に，お住まいの市町名，年齢，性別，御意見内容を記入の上，次のうちいずれかの方法で提出してください。

なお，電話での御意見の提出は受け付けておりませんので，御注意ください。

郵送	〒730-8511 広島市中区基町10番52号 広島県健康福祉局働く女性応援プロジェクト・チーム
ファックス	082-502-3674
電子メール	<a href="mailto:fuhatajopt@pref.hiroshima.lg.jp">fuhatajopt@pref.hiroshima.lg.jp</a> ※ 件名を「幼保連携型認定こども園の学級の編成，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称・案）への意見」としてください。

### 4 資料の閲覧方法

「7 資料の閲覧場所」に記載している閲覧場所において，土曜及び日曜を除く午前8時30分から午後5時まで（ただし，正午から午後1時までを除く。行政情報コーナーは午前8時45分から午後5時まで）。

### 5 意見・個人情報の取り扱い

- 提出いただいた御意見は，「幼保連携型認定こども園の学級の編成，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称・案）」策定の参考とさせていただきます。
- 御意見の内容を簡潔に取りまとめて公表する予定です。その際，同趣旨での御意見はまとめて公表することがあります。また，個人が識別される情報は除いて公表します。
- 御意見に対しては，個別に回答はしませんが，県の考え方については公表する予定です。

### 6 問合せ先

広島県健康福祉局働く女性応援プロジェクト・チーム

電話 082-513-3174

FAX 082-502-3674

電子メールアドレス [fuhatajopt@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:fuhatajopt@pref.hiroshima.lg.jp)

※ 件名を「幼保連携型認定こども園の学級の編成，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称・案）への意見」としてください。

## 7 資料の閲覧場所

県のホームページのほか、次の場所でも閲覧できます。

閲覧場所	所在地	電話番号	
行政情報コーナー（県庁南館1階）	広島市中区基町10-52	082-513-2379	
広島県健康福祉局働く女性応援プロジェクト・チーム（県庁本館5階）	広島市中区基町10-52	082-513-3174	
西部厚生環境事務所	厚生課	廿日市市桜尾2-2-68	0829-32-1181
	広島支所 厚生課	広島市中区基町10-52	082-228-2111
	呉支所 厚生保健課	呉市西中央1-3-25	0823-22-5400
西部東厚生環境事務所	厚生課	東広島市西条昭和町13-10	082-422-6911
東部厚生環境事務所	厚生課	尾道市古浜町26-12	0848-25-2011
	福山支所 厚生課	福山市三吉町1-1-1	084-921-1311
北部厚生環境事務所	厚生課	三次市十日市東4-6-1	0824-63-5181